

第64号議案

豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月26日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第22条）	第1章 総則（第1条—第22条）
第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条）	第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条）
第3章 小規模保育事業	第3章 小規模保育事業
第1節 通則（第28条）	第1節 通則（第28条）
第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）	第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）
第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）	第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）
第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）	第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）
第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）	第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）
第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）	第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）
第6章 雑則（第50条・第51条）	第6章 雑則（第50条_____）
附則 （保育所等との連携）	附則 （保育所等との連携）
第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次	第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次

条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 (略)

(職員)

第30条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 (略)

(職員)

第30条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第45条 (略)
2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第48条 (略)
2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第51条 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第45条 (略)
2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第48条 (略)
2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第6章 雑則

(委任)

第50条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業者等における記録の作成、保存等について電磁的記録により行うことができるようにするとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。